食中毒の予防

台所の衛生こそ大切

夏休みも半ばすぎると、生活にも気のゆるみができて食中毒や、しつこいシツツンにかかったりします。

これは結局、からだの抵抗力が弱まるからで、疲れすぎないこと、食事にきをつけることがたいせつです。

なかでも、食中毒にはじゅうぶん気をつけてください。この予防は、台所の衛生からはじめることです。

◎台所の衛生十カ条

第一条 調理する人は、特に健康に気をつけましょう。

第二条 台所の整理、整頓、清潔保持に努めましょう。

第三条 調理前に必ずよく手を洗いましょう。もちろん食事前も同じです。

第四条 食器類、ほう丁、まな板、ふきんの洗浄、消毒を徹底しましょう。

第五条 料理の材料は、清潔で信用のある店で、なるべく新鮮なものを選んで買いましょう。

第六条 なまものはできるだけ避け、火をよく通した食品をたべましょう。

第七条 冷蔵保存を過信しないで、食品の保管貯蔵に気を配り、なるべく早目にたべるようにしましょう。

第八条 ねずみ、ハエ、ゴキブリを徹底的に駆除しましょう。

第九条 衛生的で安全な水を使い、水はけはよくしましょう。

第十条 化学薬品はなるべく台所以外のところに、きちんと保管しましょう。

× × ×

このほか簡単な表現として食品取り扱い上の三大原則というのがあります。それは①清潔、②迅速、③温度（冷却または加熱）の三つをさしています。

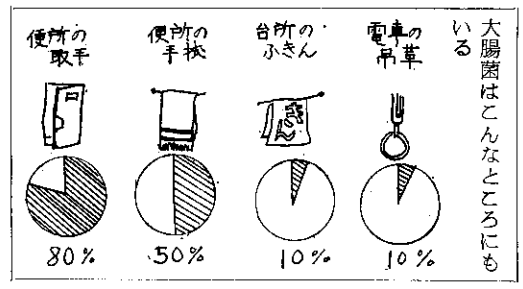

許可申請が必要な二つの場合

農地を宅地にするとき

自分でもっている農地を宅地にするとき、または他から農地を買って宅地にするときは、いずれも県知事の許可（五千坪をこえるときは農林大臣の許可）を得なければなりません。

農地を宅地にするために買受ける場合は、まずその土地の所有者とともに、定められた様式による申請書を土地のある町の農業委員会に、（当町は毎月十五日が申請書のしめきり日）提出します。

申請書を受けた農業委員会は、会議で審査し（当町では毎月二十三日から二十五日ごろの間に開催されます）意見をつけて県の農業事務所へ送り、農業事務所は三〇〇坪までを処理するとともに、三〇〇坪以上は県農政課へ送り県で処理することになります。

これらを処理する場合、許可をするものについては面積の多少にかかわらず、毎月十六日に開かれる県農業会議において審議されております。

このように、市町村農業委員会、県農業会議を経る関係上、申請してから許可になるまで少なくとも二月を必要としますので、住宅建築計画をたてる場合注意してください。

また宅地にすることが認められない農地もありますから手続きをすすめるときは、あらかじめ役場の産業建設課へおたづねください。

道路を占用するとき

道路はみんなのものです。ですから道路上に物を置いたり、不法駐車をして交通に危険を及ぼすようなことはやめて、道路は清潔にし、広く安全に通行できるようにたいものです。

七月十日から八月九日まで行なわれた「道路を守る月間」は、そこに目的がありますそこで、この機会に道路の占用について簡単にお知らせすることにしました。

▲道路の占用について

① 道路法では、一級国道は建設大臣、二級国道、主要地方道、一般県道は県知事、市町村道は市町村長が管理を行なうことになっていて、この管理者は常に道路の構造等の保全に努めています。

わたくしたちが、この道路を占用して使用する場合は、必ず道路管理者の許可を受けなければなりません。許可を受けるものは、次のとおりです。（道路法、第三二条）

○電柱、電線、変圧器、郵便ポスト、広告塔、水道管、ガス管、鉄道軌道、歩廊、露店商品置場

このほか道路の構造や交通に支障を及ぼす恐れのある工作物で、一定の定めのあるものはやはり許可が必要です。

▲無断使用には罰則

道路を無断で使用したり、やたらに道路をこわしたり、道路上に土、石、竹木材などを積んだり、そのほか、道路の構造、または交通に支障を及ぼす恐れのある行為をしたものは、一年以下の懲役、または三万円以下の罰金に処せられることになっています。（道路法、第一〇〇条）

▲道路の占用許可

道路の使用許可を受けたい人は、その道路を管理している土木出張所や、市町村役場に行き、占用許可申請書を提出しなければなりません。

これは、占用の目的、場所期間等について内容を説明するもので、道路はあくまでも一般の共通の用に供することが許可される条件として、たいせつなわけです。

国峰分校を清掃

国峰長寿会の人たちが奉仕

国峰の長寿会（中条鶴吉会長、会員七十五人）の人たちは、七月二十五日、会の行事の一つとして、国峰分校の清掃を行ないました。

当日は、ほとんどの老人が、かまや草かきなどを持って参加し、近くの神社と分校の草などをきれいに刈り、われたへいなどの修理を行ないました。

この長寿会は、ことしの二月発足したばかりですが、読書会や話し合いの会を数回開くなどして、有意義な活動をしています。（写真はへいを修理する老人たち）

自然に親しむ運動によせて

公徳心で観光地を美しく

七月二十一日から八月二十日までの一カ月間は「自然に親しむ運動」が行なわれています。

これは、わたくしたちの身心の健康増進を目的としたもので、このほか、自然環境に親しむことによって自然科学に対する興味を養なうことを奨励して、あわせて自然を保護し、国土美化の精神を高めることを目的にしています。

わたくしたちの県は、山と湖と温泉に恵まれた、山岳を中心とする観光県です東南部の一角を除く県境は千メートルから二千メートル級の山岳にとりまかれ、赤城、榛名、妙義の上毛の三山をはじめ、県内随所に見られる渓谷や天然、又は人造の湖沼は、山と湖の明るい調和を保っています。

加えて、豊富な温泉が随所にわき出し、全国でも有数の温泉県とうたわれています。このように、自然に恵まれた、わが県内の観光地を訪れる観光客は、年間ざっと千三百万人（昭和三十七年度調べ）を数えるといわれています。いかに多くの人が群馬の山を愛し、湖沼に遊び、温泉に親しんでいるかが想像できます。

とりろが、このような美しい観光地でも、山の頂山にはかん詰めのあきかんや紙くずが山と捨てられていたり、たばこの吸がら、飲食物の包紙等の廃棄物などがいたるところにちらかっています。

最近は、地域の住民や小中学生、大学生などの自主的な清掃奉仕活動によって各地の観光地に「美しい観光地、良い環境」造りがさけばれています。

しかし、反面観光客のちよっとした不心得は、ますますひんぱんになってきているようです。

共同便所の汚れ方はすさましく、使用に耐えないほどに破損されたり、道標は引き抜かれ、くづかごはこわされたり、旅行者のちよっとした心得違いが、人びとの共通のいこいの場である観光地をだいなしにしています。

日常生活のわずらしさ、近代社会の重圧からのがれてきた解放感に酔い、その結果がつい軌道をはずすということは、観光客の心理として起りがちといえましよう。

しかし、それが他人に迷惑をかけ、他人に不快の念をひき起こさせることになるとすれば、観光客だからといって許されるはずのものではありません。

このような、反社会的行為は、つまりわが国では本来「家」の観念、「国」の観念はあっても「社会」という観念がなく、従って社会人—社会において人と人との関係に生きる人間—としてのモラルの樹立が定まっていないことをものがたっているのではないでしようか。

自宅の庭には、紙くずを捨てないが、家を一歩出ると路上や公園に平気で紙くずを投げ捨てるなど、そのよいあらわれです。

ともあれ、わたくしたちは、もう少し公徳心を向上させる必要にせまられているようです。

★ 行楽の後はよどさす傷つけず。

★ 汚すまい、明日もここにはみんなくる。

国民年金

あなたははいっていますか

いまは「国民皆年金」といわれ、だれも老後のくらしのために年金制度にはいることになっております。

職場につとめている人は、厚生年金保険やいろいろな共済組合などの制度に、その他の人は国民年金にはいることになります。

ところで、国民年金の場合は、個人が制度への加入手続きをしなければならないことから、手続きを忘れたり、怠ったりしている人もあるようです。

とくに満二十才に達したことにより、国民年金の加入者となる人の場合は、この制度が老後の生活や、不慮の災難に備える長期のものなので、若い人にはなじみにくく、こともあってか、ややもすると低調になりがちです。

このように、国民年金に当然加入しなければならない人が未加入のままでいると、せっかく皆の年金制度ができて将来当然受給できるはずの年金が受給できないことになります。

加入しなければならない人

○ 強制被保険者

町内に住んでいて、二十才以上六十才未満の人は、原則として加入しなければなりません。しかし、厚生年金保険や恩給や共済組合などの既存の年金制度によって保障されている人たちは、この制度に加入することはできません。

自分の考えでどちらでもよい人

○ 任意加入被保険者

―あなたを守る―住民登録

住民登録制度は、全国の全住民（外国人をのぞきます）を登録することによって、その居住関係をあきらかにし、わたくしたちの権利の行使や義務づけなどを簡単にしようとするものです。

この住民登録をおこたりますと、当然主張できる権利であっても、認められないことがありますから、じゅうぶん注意してください。

▼ 転入届 ▲

① 他の市区町村から移転してきた人は、かならず転入届をしましょう。

② いままで住所が定まっていなかったため、住民登録をしなかった人も、住所を定めたときは、かならず転入届をしましょう。

③ 世帯の全員が移転したときだけでなく、一部の人が移転したときでもこの届は必要です。

④ 届け出は、前に住んでいたところの転出証明書をそえて行なうようにしましょう。

⑤ 届出期間は、住所を定めた日（転入した日）から十四日以内です。

▼ 転居届 ▲

① 町内で移転したときこの届が必要です。

② 世帯員の一部が転居した場合でも、やはり同じです。

③ 届出期間は、住所を変えた日から十四日以内です。

▼ 変更届 ▲

① 世帯主が変ったとき、または世帯の新設分離があったときには変更届が必要です。

② 届出期間は住所の変更があった日から十四日以内です

届出

被保険者は、被保険者となったときや、被保険者でなくなったときは、町長に届け出なければなりません。届出の書類は役場の窓口に備えつけてありますから、住民登録をするときには、かならず国民年金の届もしていただかなければなりません。

くわしくは役場社会課へ問い合わせてください。

家畜の伝染病

これから流行期に

農業の近代化にともない、家畜を集約的に多頭飼育する傾向となってきたことは、よろこばしいことですが、手不足や経済面から管理や環境が適切でないため、能力が低下したり、あるいは、病気にかかりやすくなってきたりしています。

ことに暑い夏には、病気が流行しやすく、しかも多頭飼育の場合はなおさらであり、いったん発病したときは、なかなか治療は困難ですから、どうしても予防に心がけ、管理と環境の改善をはかるとともに、早期に病気を発見してそのまん延するのを最少限に防止するよう、ふだんからこころがける必要があります。

次に、これから発生する恐れのある主な伝染病をあげてみましよう。（◎印法定伝染病）

牛、◎結核病 ◎ブルセラ病 ◎流行性感冒 小型ピロプラズマ症、かんてつ症

豚、◎豚コレラ 日本脳炎 伝染病胃腸炎、トキソプラズマ病、豚肺虫

鶏、ニューカッスル病、ひな白痢、鶏痘、白血病、伝染病、伝染性気管支炎、慢性呼吸器病、伝染性コリーザ家畜（ヂフテリヤ）ロイコチトゾーン病

このように夏から秋にかけて、家畜の伝染病が流行しやすいので、いつも家畜のようすに注意して、つねに家畜保険衛生所、農業改良普及員、農協の技術員、役場の係員と連絡をとって、もし家畜に異状があったら直ちに連絡してください。

○家畜の衛生について知っておきたいこと○

① 飼料は標準の配合、つねにミネラル（塩分、鉄分、石灰分）を忘れずに入れること

② 日常のブラッシング、軽い運動、ひずめの手入れを忘れずに。

③ 畜舎はきれいに、水たまりなく、夏は涼しく、冬はあたたかく。

④ 伝染病の媒介昆虫（シラミ、カ、ハエ）の駆除

⑤ 検査、検診、予防注射は必らず受けましよう。

(農薬)の取り扱いに(注)(意)

農薬の使用量は毎日増加し農作物の増産に大いに役立っていますが、その反面、毒性の強い農薬による事故が毎年多く発生しその原因は、保管する場所の不備からおきています。

みなさんの家で使用する研酸鉛（フラシ粉）硫酸ニコチンなどの毒物やホルマリン、硫酸銅などの劇物は鍵のかかる農薬保管箱を作って、必らず鍵をかけておいてください

なおみなさんの家にホリドールやテップ剤などの特定毒物の手持ちがありましたら、購入先か農協へ提出してください。

個人で持っていたり、使ったりしていると、二年以下の懲役か、五万円以下の罰金に処せられます。

農薬を取り扱う人たちは、日ごろから農薬の性質や使用方法を正しく理解して、事故をおこさないよう、じゅうぶん気をつけてください。